

大阪市 新型コロナウイルス等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型コロナウイルス等の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	21～22
(1)目的	21
(2)所要の対応	21
1-1行動計画等の作成や体制整備①	21
1-1行動計画等の作成や体制整備②	21
1-1行動計画等の作成や体制整備③	21
1-1行動計画等の作成や体制整備④	21
1-1行動計画等の作成や体制整備⑤	21
1-1行動計画等の作成や体制整備⑥	21
1-2関係機関との連携①	22
1-2関係機関との連携②	22
1-2関係機関との連携③	22
1-3府による総合調整に備えた連携	22
第2節 初動期	23～24
(1)目的	23
(2)所要の対応	23
2-1体制整備①	23
2-1体制整備②	23
2-1体制整備③	23
2-1体制整備④	23
2-2府による総合調整等への連携①	23
2-2府による総合調整等への連携②	23
2-3市による総合調整の要請	24
第3節 対応期	25～26
(1)目的	25
(2)所要の対応	25
3-1体制整備・強化①	25
3-1体制整備・強化②	25
3-1体制整備・強化③	25
3-1体制整備・強化④	25
3-2府による総合調整等への連携①	25
3-2府による総合調整等への連携②	26
3-3市による総合調整	26
3-4市による総合調整の要請	26
3-5職員の派遣・応援への対応①	26
3-5職員の派遣・応援への対応②	26
3-6特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制	26

大阪府 新型コロナウイルス等対策行動計画

頁

第3部 新型コロナウイルス等の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	32
第1節 準備期	33～34
(1)目的	33
(2)所要の対応	33～34
1-1行動計画等の作成や体制整備①	33
1-1行動計画等の作成や体制整備②	33
1-1行動計画等の作成や体制整備③	33
1-1行動計画等の作成や体制整備④	33
1-1行動計画等の作成や体制整備⑤	33～34
1-2関係機関との連携①	34
1-2関係機関との連携②	34
1-2関係機関との連携③	34
1-3府による総合調整	34
第2節 初動期	35～36
(1)目的	35
(2)所要の対応	35～36
2-1体制整備①	35
2-1体制整備②	35
2-1体制整備③	35
2-1体制整備④	35
2-2府による総合調整①	35～36
2-2府による総合調整②	36
第3節 対応期	37～38
(1)目的	37
(2)所要の対応	37～38
3-1体制整備・強化①	37
3-1体制整備・強化②	37
3-1体制整備・強化③	37
3-1体制整備・強化④	37
3-2府による総合調整①	37
3-2府による総合調整②	38
3-3職員の派遣・応援への対応①	38
3-3職員の派遣・応援への対応②	38
3-3職員の派遣・応援への対応③	38
3-3職員の派遣・応援への対応④	38
3-4特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制	38

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第1章：実施体制）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第1章 実施体制		第1章 実施体制
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
市町村行動計画の助言等や指定地方公共機関の指定は府の役割のため削除している。	P21	（2）所要の対応 1-1. 行動計画等の作成や体制整備 ① 市は、必要に応じ、市行動計画を変更する。変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。 «危機管理室、健康局»	P33	（2）所要の対応 1-1. 行動計画等の作成や体制整備 ① 府及び市町村は、必要に応じ、それぞれ府行動計画及び市町村行動計画を変更する。変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。 また、府は、市町村の行動計画の変更に関し、必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告を行う。 指定地方公共機関は、業務計画を作成するとともに、必要に応じ、変更する。 «危機管理室、健康医療部»
市が策定している「業務継続計画策定 第2.0版」の目的を記載するとともに、府の業務継続計画の作成手順を削除している。	P21	② 市は、新型インフルエンザ等の発生時においても市民生活に不可欠な通常業務を継続しつつ、強化・拡充すべき業務を迅速かつ効率的に実施するため、必要となる人的・物的資源の確保・配分や指揮命令系統の明確化等について必要な措置を定めることを目的に業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。 «危機管理室、健康局»	P33	② 府及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。 府の業務継続計画については、府内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。 «危機管理室、健康医療部»
大阪市感染症予防計画に基づき、有事における保健所体制を整備しており、人材養成・資質向上の観点から参集を求める職員へ各種研修を行っているため、対象者を明記している。	P21	④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での応援体制の構築のため、有事体制を構成する人員への研修や訓練等を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。 «危機管理室、健康局»	P33	④ 府は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。 «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第1章：実施体制）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
指定地方公共機関、医療機関、地方衛生研究所の人材育成は府の役割のため削除している。	P21	⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政職員等の養成等を行う。特に、国や国立健康危機管理研究機構等の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる <u>保健所等</u> の人材の確保や育成に努める。 «危機管理室、健康局»	P33～34	⑤ 府、市町村、指定地方公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。特に府等は、国や国立健康危機管理研究機構等の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる <u>保健所及び地方衛生研究所</u> の人材の確保や育成に努める。 «危機管理室、健康医療部»
患者の移送や疫学調査、検体採取等の初動時対応の実効性の確保のため、実施体制の一部として追記している。	P21	⑥ 市は、 <u>感染症の発生初期段階における速やかな対応や個人防護服（PPE）等の供給不足等に備え、感染症対策物資を計画的に備蓄する。</u> «危機管理室、健康局»		
府・保健所設置市等で構成される都道府県連携協議会を通じて予防計画を協議することとなり、市も同協議会へ参画していることから記載を簡素化している。	P22	1-2. 関係機関との連携 ② 市は、府予防計画が変更された場合、整合性を図りながら市予防計画を変更する。 なお、 <u>市予防計画を変更する際は、都道府県連携協議会での協議結果を踏まえるとともに、市行動計画、市健康危機対処計画との整合性の確保を図る。</u> «健康局»	P34	1-2. 関係機関との連携 ② 府等は、感染症法に基づき設置している都道府県連携協議会等を活用して、 <u>入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議し、協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえ、</u> 予防計画を変更する。 なお、 <u>府が府予防計画を変更する際には、府行動計画、府医療計画並びに健康危機対処計画との整合性を確保し、保健所設置市が予防計画を変更する際には、市町村行動計画及び健康危機対処計画との整合性の確保を図る。</u> «健康医療部»
総合調整権限は府のため、行使された場合の連携を明記するとともに、特措法第24条に基づく意見の申出を追記している。	P22	1-3. 府による総合調整に備えた連携 市は、府が感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要があると認め、感染症法に基づき、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して感染症対策全般について <u>総合調整権限を行使した場合、必要に応じて意見を申し出る等、府と連携し着実な準備を進める。</u> «健康局»	P34	1-3. 府による総合調整 府は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要があると認めるときは、感染症法に基づき、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して感染症対策全般について <u>総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。</u> «健康医療部»
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第1章：実施体制）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
市町村対策本部の設置は、特措法第34条において緊急事態宣言がされたときとされているが、市予防計画と同様に、市内関係所属が一体となって対策を強力に推進するため、府対策本部が設置された時に市対策本部を設置することとしている。	P23	（２）所要の対応 2-1. 体制整備 ① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、<u>府対策本部及び府対策本部が設置された場合、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。</u> «危機管理室、健康局»	P35	（２）所要の対応 2-1. 体制整備 ① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、府対策本部が設置された場合、<u>府は、直ちに府対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。</u> 方針については、府対策本部に専門家会議を設置し、専門的な知識を有する者等から意見や助言等を聴いた上で決定し実施する。 <u>また、府対策本部が設置されたときは、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。</u> «危機管理室、健康医療部»
府は保健所設置市に対する総合調整権限を有して	P23	2-2. 府による総合調整等への連携 ① 市は、府が府域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認め、特措法に基づき、総合調整を行う場合、府と連携して市域における新型インフルエンザ等対策を実施する。<u>なお、必要に応じて、総合調整に対する意見の申し出を行う。</u> «危機管理室、健康局»	P35～ 36	2-2. 府による総合調整 ① 府は、府域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、府及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する府域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。 «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第1章：実施体制）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
おり、行使された場合の連携を明記するとともに、特措法第24条に基づく意見の申出を追記している。	P23	② 府は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法に基づき、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行うとしている。 市は、府と連携して市域における措置を実施する。なお、必要に応じて、総合調整に対する意見の申し出を行う。 «健康局»	P36	② 府は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に基づき、入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。 あわせて、府は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。 «健康医療部»
感染症法第63条の3第2項に基づき追記している。	P24	2-3. 市による総合調整の要請 市は、感染症法に基づき、府に対して、総合調整を行うよう要請する。 «危機管理室、健康局»		

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第1章：実施体制）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
府は保健所設置市に対する総合調整権限を有しており、行使された場合の連携を明記するとともに、特措法第24条に基づく意見の申出を追記している。	P25	（2）所要の対応 3-2. 府による総合調整等への連携 ① 市は、府が府域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認め、 <u>特措法に基づき、総合調整を行う場合、府と連携して市域における新型インフルエンザ等対策を実施する。なお、必要に応じて総合調整に対する意見の申し出を行う。</u> «危機管理室、健康局»	P37	（2）所要の対応 3-2. 府による総合調整 ① 府は、府域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 <u>特措法に基づき、府及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する府域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。</u> «危機管理室、健康医療部»
	P26	② 府は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法に基づき、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行うとしている。 市は、府と連携して市域における措置を実施する。なお、必要に応じて、総合調整に対する意見の申し出を行う。 «健康局»	P38	② 府は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法に基づき、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、府は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。 «健康医療部»
特措法第36条第1項に基づき追記している。	P26	3-3. 市による総合調整 市は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める時は、特措法に基づき、市域における新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。 «危機管理室・健康局»		
感染症法第63条の3第2項及び特措法第36条第2項に基づき追記している。	P26	3-4. 市による総合調整の要請 市は、感染症法及び特措法に基づき、府に対して、総合調整を行うよう要請する。 «危機管理室・健康局»		
府が行う事務は削除している。 なお、他市町村及び府へのの応援（府行動計画3-3④）を繰り上げて記載している。	P26	3-5. 職員の派遣・応援への対応 ① 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、府又は他の市町村に対して応援を求める。 «総務局、危機管理室、健康局»	P38	3-3. 職員の派遣・応援への対応 ① 府は、 <u>その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。</u> «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第1章：実施体制）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
府が行う事務のため削除している。			P38	② 府は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師・看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。 «健康医療部»
特措法第26条の2第1項に基づく府への代行要請。	P26	② 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の <u>事務の代行を要請する。</u> «総務局、危機管理室、健康局»	P38	③ 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、府はこれに対応する。 «危機管理室、健康医療部»
府が行う事務を削除するとともに、市からの応援要請は①で記載している。			P38	④ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。府は、 <u>正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。</u> «危機管理室、健康医療部»

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第2章 情報収集・分析	27
第1節 準備期	28～29
(1)目的	28
(2)所要の対応	28
1-1実施体制①	28
1-1実施体制②	29
1-2訓練	29
1-3人員の確保	29
第2節 初動期	30～31
(1)目的	30
(2)所要の対応	30
2-1情報収集・分析に基づくリスク評価①	30
2-1情報収集・分析に基づくリスク評価②	30
2-1情報収集・分析に基づくリスク評価③	30
2-2リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	30
2-3情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	31
第3節 対応期	32～33
(1)目的	32
(2)所要の対応	32
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価①	32
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価②	32
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価③	32
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価④	32
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価⑤	33
3-2リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	33
3-3情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	33

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第2章 情報収集・分析	40
第1節 準備期	41～43
(1)目的	41
(2)所要の対応	41
1-1実施体制①	41～42
1-1実施体制②	42
1-2訓練	42
1-3人員の確保	43
第2節 初動期	44～45
(1)目的	44
(2)所要の対応	35～36
2-1情報収集・分析に基づくリスク評価①	44
2-1情報収集・分析に基づくリスク評価②	44
2-1情報収集・分析に基づくリスク評価③	44
2-2リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	44
2-3情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	45
第3節 対応期	46～47
(1)目的	46
(2)所要の対応	37～38
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価①	46
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価②	46
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価③	46
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価④	46～47
3-1情報収集・分析に基づくリスク評価⑤	47
3-2リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	47
3-3情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	47

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第3章 サーベイランス	34
第1節 準備期	35～36
(1)目的	35
(2)所要の対応	35
1-1実施体制①	35
1-1実施体制②	35
1-2平時に行う感染症サーベイランス①	35
1-2平時に行う感染症サーベイランス②	36
1-2平時に行う感染症サーベイランス③	36
1-2平時に行う感染症サーベイランス④	36
1-3人材育成及び研修の実施	36
1-4分析結果の共有	36
第2節 初動期	37～38
(1)目的	37
(2)所要の対応	37
2-1実施体制	37
2-2有事の感染症サーベイランスの開始	37
2-3感染症サーベイランスから得られた情報の共有	38
第3節 対応期	39～40
(1)目的	39
(2)所要の対応	39
3-1実施体制	39
3-2有事の感染症サーベイランスの実施	39
3-3感染症サーベイランスから得られた情報の共有	39～40

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第3章 サーベイランス	48
第1節 準備期	49～50
(1)目的	49
(2)所要の対応	49～50
1-1実施体制①	49
1-1実施体制②	49
1-2平時に行う感染症サーベイランス①	49
1-2平時に行う感染症サーベイランス②	50
1-2平時に行う感染症サーベイランス③	50
1-2平時に行う感染症サーベイランス④	50
1-3人材育成及び研修の実施	50
1-4分析結果の共有	50
第2節 初動期	35～36
(1)目的	51
(2)所要の対応	51～52
2-1実施体制	51
2-2有事の感染症サーベイランスの開始	51～52
2-3感染症サーベイランスから得られた情報の共有	52
第3節 対応期	37～38
(1)目的	53
(2)所要の対応	53～54
3-1実施体制	53
3-2有事の感染症サーベイランスの実施	53
3-3感染症サーベイランスから得られた情報の共有	53～54

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	41
第1節 準備期	42～43
(1)目的	42
(2)所要の対応	42
1-1平時における府民等への情報提供・共有	42
1-1-1感染対策等に関する啓発①	42
1-1-1感染対策等に関する啓発②	42
1-1-2偏見・差別等に関する啓発	42
1-1-3偽・誤情報に関する啓発	43
1-2情報提供・共有方法等の検討①	43
1-2情報提供・共有方法等の検討②	43
第2節 初動期	44～46
(1)目的	44
(2)所要の対応	44
2-1情報提供・共有①	44
2-1情報提供・共有②	45
2-1情報提供・共有③	45
2-1情報提供・共有④	45
2-1情報提供・共有⑤	45
2-2双方向のコミュニケーションの実施	45
2-3偏見・差別等や偽・誤情報への対応	45～46
第3節 対応期	47～49
(1)目的	47
(2)所要の対応	47
3-1情報提供・共有①	47
3-1情報提供・共有②	47
3-1情報提供・共有③	47
3-2双方向のコミュニケーションの実施	47
3-3偏見・差別等や偽・誤情報への対応	48
3-4リスク評価に基づく方針の情報提供・共有	48
3-4-1封じ込めを念頭に対応する時期	48
3-4-2病原体の性状等に応じて対応する時期	48
3-4-2-1病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明	48
3-4-2-2子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明	49
3-4-3特措法によらない基本的な感染症対策への移行期	49

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	55
第1節 準備期	56～58
(1)目的	56
(2)所要の対応	33～34
1-1平時における府民等への情報提供・共有	56
1-1-1感染対策等に関する啓発①	56
1-1-1感染対策等に関する啓発②	56
1-1-2偏見・差別等に関する啓発	56～57
1-1-3偽・誤情報に関する啓発	58
1-2情報提供・共有方法等の検討①	58
1-2情報提供・共有方法等の検討②	58
第2節 初動期	58～60
(1)目的	58
(2)所要の対応	58～60
2-1情報提供・共有①	58
2-1情報提供・共有②	59
2-1情報提供・共有③	59
2-1情報提供・共有④	59
2-1情報提供・共有⑤	59
2-2双方向のコミュニケーションの実施	59
2-3偏見・差別等や偽・誤情報への対応	59～60
第3節 対応期	61～63
(1)目的	61
(2)所要の対応	61～63
3-1情報提供・共有①	61
3-1情報提供・共有②	61
3-1情報提供・共有③	61
3-2双方向のコミュニケーションの実施	61
3-3偏見・差別等や偽・誤情報への対応	62
3-4リスク評価に基づく方針の情報提供・共有	62
3-4-1封じ込めを念頭に対応する時期	62
3-4-2病原体の性状等に応じて対応する時期	62
3-4-2-1病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明	62
3-4-2-2子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明	62～63
3-4-3特措法によらない基本的な感染症対策への移行期	63

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第5章 水際対策	50
第1節 準備期	51
(1)目的	51
(2)所要の対応	51
1-1水際対策の実施に関する体制の整備①	51
1-1水際対策の実施に関する体制の整備②	51
第2節 初動期	52
(1)目的	52
(2)所要の対応	52
2-1新型インフルエンザ等の発生初期の対応①	52
2-1新型インフルエンザ等の発生初期の対応②	52
第3節 対応期	53
(1)目的	53
(2)所要の対応	53
3-1対応期の対応①	53
3-1対応期の対応②	53
3-1対応期の対応③	53

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第5章 水際対策	64
第1節 準備期	65
(1)目的	65
(2)所要の対応	65
1-1水際対策の実施に関する体制の整備①	65
1-1水際対策の実施に関する体制の整備②	65
第2節 初動期	66～67
(1)目的	66
(2)所要の対応	66～67
2-1新型インフルエンザ等の発生初期の対応①	66
2-1新型インフルエンザ等の発生初期の対応②	66
2-2検疫措置の強化	66
2-3密入国者対策①	67
2-3密入国者対策②	67
第3節 対応期	68
(1)目的	68
(2)所要の対応	68
3-1対応期の対応①	68
3-1対応期の対応②	68
3-1対応期の対応③	68

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第5章：水際対策）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第5章 水際対策		第5章 水際対策
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
医療措置協定等に関することは府の役割であり、市としては情報の共有のみである。	P51	（2）所要の対応 1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備 ② 府は、新型インフルエンザ等の発生に備え、検疫所長が行う医療機関への入院の委託等に関する体制の整備について、府における医療措置協定の締結状況を踏まえた上で、検疫所と協議するとしており、市は府と情報を共有する。 「健康局」	P65	（2）所要の対応 1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備 ② 府は、新型インフルエンザ等の発生に備え、検疫所長が行う医療機関への入院の委託等に関する体制の整備について、府における医療措置協定の締結状況を踏まえた上で、検疫所と協議する。 「健康医療部」
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
府警の管轄は府であることから削除している。			P66	2-2. 検疫措置の強化 府警察は、国における検疫措置の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等を行う。 「府警本部」
府警の管轄は府であることから削除している。			P67	2-3. 密入国者対策 ① 府警察は、国からの指導又は調整に基づき、発生国・地域から到着する船舶・航空機に対する警戒活動等を行う。 「府警本部」
府警の管轄は府であることから削除している。			P67	② 府警察は、国からの指導又は調整に基づき、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上における警戒活動等を行う。 「府警本部」

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第6章 まん延防止	54
第1節 準備期	55
(1)目的	55
(2)所要の対応	55
1-1新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等①	55
1-1新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等②	55
1-1新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等③	55
第2節 初動期	56
(1)目的	56
(2)所要の対応	56
2-1市内でのまん延防止対策の準備①	56
2-1市内でのまん延防止対策の準備②	56
2-1市内でのまん延防止対策の準備③	56
第3節 対応期	57～62
(1)目的	57
(2)所要の対応	57
3-1対策の実施に係る参考指標等の公表等	57
3-2まん延防止対策の内容	57
3-2-1患者や濃厚接触者への対応	57
3-2-2患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等①	57
3-2-2患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等②	58
3-2-2患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等③	58
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供①	58
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供②	58
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供③	58
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供④	58
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供⑤	59
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供⑥	59
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供⑦	59
3-2-3事業者や学校等に対する情報提供⑧	59
3-2-4公共交通機関に対する要請	59
3-3時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方	59
3-3-1封じ込めを念頭に対応する時期	59
3-3-2病原体の性状等に応じて対応する時期	60
3-3-2-1病原性及び感染性がいずれも高い場合	60
3-3-2-2病原性が高く、感染性が高くない場合	60
3-3-2-3病原性が高くなく、感染性が高い場合	60
3-3-2-4子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合	60
3-3-3ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	61
3-3-4特措法によらない基本的な感染症対策への移行期	61
3-4緊急事態措置の実施	61
「政府行動計画 まん延防止等重点措置の公示・緊急事態宣言の検討等」	62

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第6章 まん延防止	69
第1節 準備期	70
(1)目的	70
(2)所要の対応	70
1-1新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等①	70
1-1新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等②	70
1-1新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等③	70
第2節 初動期	71
(1)目的	71
(2)所要の対応	71
2-1府内でのまん延防止対策の準備①	71
2-1府内でのまん延防止対策の準備②	71
2-1府内でのまん延防止対策の準備③	71
第3節 対応期	72～77
(1)目的	72
(2)所要の対応	72～76
3-1対策の実施に係る参考指標等の設定等	72
3-2まん延防止対策の内容	72
3-2-1患者や濃厚接触者への対応	72
3-2-2患者や濃厚接触者以外の府民等に対する要請等①	72～73
3-2-2患者や濃厚接触者以外の府民等に対する要請等②	73
3-2-2患者や濃厚接触者以外の府民等に対する要請等③	73
3-2-3事業者や学校等に対する要請①	73
3-2-3事業者や学校等に対する要請②	73
3-2-3事業者や学校等に対する要請③	73
3-2-3事業者や学校等に対する要請④	73
3-2-3事業者や学校等に対する要請⑤	74
3-2-3事業者や学校等に対する要請⑥	74
3-2-3事業者や学校等に対する要請⑦	74
3-2-3事業者や学校等に対する要請⑧	74
3-2-3事業者や学校等に対する要請⑨	74
3-2-4公共交通機関に対する要請	74
3-3時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方	74
3-3-1封じ込めを念頭に対応する時期	74
3-3-2病原体の性状等に応じて対応する時期	75
3-3-2-1病原性及び感染性がいずれも高い場合	75
3-3-2-2病原性が高く、感染性が高くない場合	75
3-3-2-3病原性が高くなく、感染性が高い場合	75
3-3-2-4子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合	75～76
3-3-3ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	76
3-3-4特措法によらない基本的な感染症対策への移行期	76
3-4まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施①	76
3-4まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施②	76
「政府行動計画 まん延防止等重点措置の公示・緊急事態宣言の検討等」	77

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第6章：まん延防止）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第6章 まん延防止		第6章 まん延防止
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
指定地方公共機関や市町村への要請は府の業務のため削除している。	P56	（2）所要の対応 2-1. 市内でのまん延防止対策の準備 ③ 市内におけるまん延に備え、保健所及び大安研は<u>健康危機対処計画に基づく対応の準備を行う。</u> また、市は業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 «健康局»	P71	（2）所要の対応 2-1. 府内でのまん延防止対策の準備 ③ 府等は、府内におけるまん延に備え、保健所や地方衛生研究所に対し、<u>健康危機対処計画に基づく対応の準備を働き掛ける。</u>また、府は、市町村や指定地方公共機関に対し、市町村行動計画や業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。 «危機管理室、健康医療部»
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
特措法において、住民への自粛等の要請は府にのみ権限があるため、府が患者や濃厚接触者以外の府民等に対し要請を行う場合、市が府と連携して情報提供及び注意喚起を行う旨を記載している。	P57	3-2-2. 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供 ① 府は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行い、また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行うとしている。 市は、<u>府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。</u> «危機管理室、健康局»	P72～73	3-2-2. 患者や濃厚接触者以外の府民等に対する要請等 ① 府は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。 また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。 «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第6章：まん延防止）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
	P58	② 市は、市民等に対し、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を <u>勧奨する</u> 。 «危機管理室、健康局、各区役所»	P73	② 府は、府民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を <u>勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する</u> 。 «危機管理室、健康医療部»
特措法において、事業所等への要請は府のみに権限があるため、府が事業者や学校等に対し要請を行う場合、市が府と連携して情報提供及び注意喚起を行う旨を記載している。	P58	3-2-3. 事業者や学校等に対する情報提供 ① 府は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行い、また、緊急事態措置として、施設管理者等に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の <u>要請を行う</u> としている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局、教育委員会事務局、関係局»	P73	3-2-3. 事業者や学校等に対する要請 ① 府は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。 また、緊急事態措置として、施設管理者等に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の <u>要請を行う</u> 。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
同上	P58	② 府は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査 <u>勧奨</u> その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを <u>要請する</u> としている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局、教育委員会事務局、関係局»	P73	② 府は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査 <u>勧奨</u> その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを <u>要請する</u> 。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第6章：まん延防止）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上	P58	③ 府は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずるとしている。 市は、府と連携して対応を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局、教育委員会事務局、関係局»	P73	③ 府は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
同上	P58	④ 府は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表するとしている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局、教育委員会事務局、関係局»	P73	④ 府は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
同上	P59	⑤ 府は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な 感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請し、また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請するとしている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局、教育委員会事務局、関係局»»	P74	⑤ 府は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な 感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。 また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
権限は同様であるが、国及び府からの要請に基づくものであるため、新型コロナの教訓も踏まえ、市も要請するとしている。	P59	⑥ 市は、国及び府からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。 «危機管理室、福祉局、健康局、関係局»	P74	⑥ 府は、国からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。 «危機管理室、福祉部、健康医療部、関係部局»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第6章：まん延防止）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
特措法において、要請権限は府のみにあるため、府と連携して対応する旨を記載している。	P59	⑦ 府は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を <u>要請する</u> としている。 市は、府と連携して対応を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局、関係局»	P74	⑦ 府は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を <u>要請する</u> 。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
府が行う事務であるため削除している。			P74	⑧ 府は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。 «危機管理室、健康医療部»
特措法において、要請権限は府のみにあるため、府が学校の設置者等に行う要請が適切に行われるよう、市は学校の設置者等に必要な情報を提供する旨を記載している。	P59	⑧ 市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう、 <u>学校の設置者等に必要な情報を提供する</u> 。 «危機管理室、福祉局、健康局、こども青少年局、教育委員会事務局»	P74	⑨ 府は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、府は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう <u>学校の設置者等に要請する</u> 。 «危機管理室、福祉部、健康医療部、教育庁»
同上	P59	3-2-4. 公共交通機関に対する情報提供 府は、国の要請に基づき、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう <u>要請する</u> としている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «都市交通局、危機管理室、健康局»	P74	3-2-4. 公共交通機関に対する要請 府は、国の要請に基づき、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう <u>要請する</u> 。 «危機管理室、健康医療部、都市整備部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第6章：まん延防止）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
特措法において、市町村対策本部長の権限で都道府県本部長へ要請できるのは、緊急事態措置のみであるため、まん延防止等重点措置は記載していない。	P59	3-3. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期 市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。 このため、市は、必要に応じて、緊急事態措置適用に係る対応を府へ要請する。 «危機管理室、健康局»	P74	3-3. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期 府は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する府民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、府民の生命や健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。 このため、府は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請の検討を含め、上記 3 - 2 に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。 «危機管理室、健康医療部»
同上	P60	3-3-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、緊急事態措置適用に係る対応を府へ要請する。 «危機管理室、健康局»	P75	3-3-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の府民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、 <u>上記3- 3 - 1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。</u> «危機管理室、健康医療部»
同上	P60	3-3-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざす。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、 <u>緊急事態措置適用に係る対応についての府への要請を検討する。</u> «危機管理室、健康局»	P75	3-3-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3 - 2 - 1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざす。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、 <u>まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討する。</u> «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第6章：まん延防止）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上	P60	3-3-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合 り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、府は、「3-2. まん延防止対策の内容」では強度の低い対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、府予防計画及び府医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応するとしている。それでもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、府は当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、<u>国や他の都道府県への支援要請を検討する</u>としている。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、<u>市は緊急事態措置適用に係る対応についての府への要請を検討する。</u> «危機管理室、健康局»	P75	3-3-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合 り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、府は、基本的には、上記 3 - 2 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、府予防計画及び府医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。 上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、府が当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、<u>国や他の都道府県への支援要請を検討する。</u> それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、<u>まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討する。</u> «危機管理室、健康医療部»
同上	P60	3-3-2-4. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合 子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。 例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、<u>上記 3 - 2 - 3 ⑧の学級閉鎖や休校等の対応を行う。</u>それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。 «福祉局、健康局、こども青少年局、教育委員会事務局、関係局»	P75～76	3-3-2-4. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合 子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、府は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。 例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、<u>上記 3 - 2 - 3 ⑨の学級閉鎖や休校等の要請を行う。</u>それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。 «危機管理室、福祉部、健康医療部、教育庁»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第6章：まん延防止）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
市が特措法に基づき、市域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行い、府に対し、措置の実施に関し必要な要請を行う旨記載。（府行動計画3－4②の総合調整を繰り上げて記載）	P61	3-4. 緊急事態措置の実施 市は、地域の感染状況や医療の逼迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、緊急事態措置適用に係る対応を府へ要請することを検討する。 市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、市域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行い、また、府に対し、措置の実施に関し必要な要請を行う。 «危機管理室 健康局»	P76	3-4. まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施 ① 府は、地域の感染状況や医療の逼迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討する。 «危機管理室 健康医療部»
市町村対策本部の設置は、特措法第34条において緊急事態宣言がされたときとされているが、市予防計画と同様に、市内関係所属が一体となって対策を強力に推進するため、府対策本部が設置された時に市対策本部を設置することとしているため記載していない。			P76	② 府は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、府対策本部に設置する専門家会議において、専門的な知識を有する者等から意見や助言等を聴く。 また、市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、市町村行動計画に基づき、直ちに、市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行う。 «危機管理室、健康医療部»

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第7章 ワクチン	63
第1節 準備期	64～65
(1)目的	64
(2)所要の対応	64
1-1接種体制の構築	64
1-1-1接種体制	64
1-1-2特定接種	64
1-1-3住民接種①	64
1-1-3住民接種②	64
1-1-3住民接種③	64
1-2情報提供・共有	65
第2節 初動期	66
(1)目的	66
(2)所要の対応	66
2-1接種体制	66
2-1-1接種体制の構築	66
2-1-2接種に携わる医療従事者の確保に係る検討	66
第3節 対応期	67～68
(1)目的	67
(2)所要の対応	67
3-1接種体制①	67
3-1接種体制②	67
3-2特定接種	67
3-3住民接種	67
3-3-1予防接種の準備	67
3-3-2予防接種体制の構築	67
3-3-3接種に関する情報提供・共有	67
3-3-4接種体制の拡充	68
3-3-5接種記録の管理	68
3-4ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供	68
3-5情報提供・共有①	68
3-5情報提供・共有②	68

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第7章 ワクチン	78
第1節 準備期	79～80
(1)目的	79
(2)所要の対応	79
1-1研究開発への協力	79
1-2ワクチンの流通に係る体制の整備	79
1-3接種体制の構築	79
1-3-1接種体制	79
1-3-2特定接種	79
1-3-3住民接種①	80
1-3-3住民接種②	80
1-3-3住民接種③	80
1-4情報提供・共有	80
第2節 初動期	81
(1)目的	81
(2)所要の対応	81
2-1研究開発への協力	81
2-2接種体制	81
2-2-1接種体制の構築	81
2-2-2接種に携わる医療従事者の確保に係る検討	81
第3節 対応期	82～84
(1)目的	82
(2)所要の対応	82～84
3-1研究開発への協力	82
3-2接種体制①	82
3-2接種体制②	82
3-3特定接種	82
3-4住民接種	82
3-4-1予防接種の準備	82
3-4-2予防接種体制の構築	82
3-4-3接種に関する情報提供・共有	83
3-4-4接種体制の拡充	83
3-4-5接種記録の管理	83
3-5ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供	83
3-6情報提供・共有①	83
3-6情報提供・共有②	84

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第7章：ワクチン）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第7章 ワクチン		第7章 ワクチン
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
研究開発への協力は府の役割のため削除している。			P79	（2）所要の対応 1-1. 研究開発への協力 府は、国や大学・研究機関等、製薬企業等による研究開発について、府内の医療機関等を通じた治験等の実施に協力する。 具体的には、平時から治験に関わる医療関係者や関係事業者等で構成する懇話会で府内の治験環境の課題共有や対策を検討するとともに、府内において、治験実施医療機関に加え、治験等に関わる診療・検査等に病院や診療所等が協力することにより、府民が治験等に参加しやすい環境整備を図る。 «健康医療部»
ワクチン流通体制の整備は府の役割のため削除している。			P79	1-2. ワクチンの流通に係る体制の整備 府は、府内市町村、一般社団法人大阪府医師会、卸売販売業者団体等の関係機関と協議の上、府内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法、市町村との連携の方法の整理及び役割分担の下、府内においてワクチンを円滑に流通させる体制を整備する。 «健康医療部»
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
研究開発への協力は府の役割のため削除している。			P81	（2）所要の対応 2-1. 研究開発への協力 府は、国や大学・研究機関等、製薬企業等による研究開発について、府内の医療機関等を通じた治験等の実施に協力する。 具体的には、新型インフルエンザ等の発生時には、準備期に構築した治験等の実施体制を活用し、必要に応じ、医療機関等に治験等への協力を要請する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第7章：ワクチン）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
市は定期接種の実施主体であるため、医療機関以外の接種会場と記載としている。	P66	（２）所要の対応 2- 1. 接種体制 2- 1-1. 接種体制の構築 府は、市町村間の広域的な連携の支援及び国との連絡調整、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整や専門的な相談体制の検討等を行うとしている。その上で、<u>市は、保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。</u> «健康局»	P81	2-2. 接種体制 2-2-1. 接種体制の構築 府は、市町村間の広域的な連携の支援及び国との連絡調整、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整や専門的な相談体制の検討等を行う。その上で、<u>市町村又は府は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。</u> <u>また、府は、国の方針を踏まえながら、大規模接種会場の設置の可否を検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。</u> «健康医療部»
歯科医師、診療放射線技師等による接種は国からの要請に基づく府の業務のため削除している。	P66	2- 1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討 市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体等に対して必要な協力を要請する。 «健康局»	P81	2-2-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討 府は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力を要請又は指示を行う。 <u>また、国より、接種に携わる医療従事者が不足する場合等で歯科医師、診療放射線技師等に接種を行うよう要請がなされた場合、府は、一般社団法人大阪府歯科医師会を始め医療関係団体等を通じて要請を行う。</u> «健康医療部»
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
研究開発への協力は府の役割のため削除している。			P82	（２）所要の対応 3-1. 研究開発への協力 府は、国や大学・研究機関等、製薬企業等による研究開発について、府内の医療機関等を通じた治験等の実施に協力する。 具体的には、新型インフルエンザ等の発生時には、準備期に構築した治験等の実施体制を活用し、必要に応じ、医療機関等に治験等への協力を要請する。 «健康医療部»

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第8章 医療	69
第1節 準備期	70～72
(1)目的	70
(2)所要の対応	70
1-1医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備	70
1-2宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊施設の確保	70
1-3研修や訓練の実施を通じた人材の育成等①	71
1-3研修や訓練の実施を通じた人材の育成等②	71
1-3研修や訓練の実施を通じた人材の育成等③	71
1-4医療機関の設備整備・強化等①	71
1-4医療機関の設備整備・強化等②	71
1-5患者の移送のための体制の確保	71
1-6都道府県連携協議会等の活用	72
第2節 初動期	73～74
(1)目的	73
(2)所要の対応	73
2-1新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等	73
2-2相談センターの整備	73
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築①	73
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築②	74
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築③	74
第3節 対応期	75～76
(1)目的	75
(2)所要の対応	75
3-1相談センターの強化	75
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応①	75
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応②	75
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応③	76
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応④	76

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第8章 医療	85
第1節 準備期	86～89
(1)目的	86
(2)所要の対応	86～89
1-1医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備①	86
ア 入院体制	86
イ 発熱外来体制	86
ウ 自宅療養者等への医療の提供等	87
エ 後方支援体制及び医療人材派遣体制	87
1-1医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備②	87
1-1医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備③	87
1-2宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊施設の確保	87～88
1-3研修や訓練の実施を通じた人材の育成等①	88
1-3研修や訓練の実施を通じた人材の育成等②	88
1-3研修や訓練の実施を通じた人材の育成等③	88
1-4医療機関の設備整備・強化等①	88
1-4医療機関の設備整備・強化等②	88
1-5臨時の医療施設等の取扱いの整理	89
1-6患者の移送のための体制の確保	89
1-7都道府県連携協議会等の活用	89
第2節 初動期	90～91
(1)目的	90
(2)所要の対応	90～91
2-1新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等	90
2-2相談センターの整備	90
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築①	90
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築②	90～91
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築③	91
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築④	91
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築⑤	91
2-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築⑥	91
第3節 対応期	92～100
(1)目的	92
(2)所要の対応	92～100
3-1相談センターの強化	92
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応①	92
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応②	92～93
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応③	93
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応④	93
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応⑤	93

大阪市

新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応⑤	76
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応⑥	76
3-3-2時期に応じた医療提供体制の構築	76
3-3-2-1病原体の性状等に応じた対応	77
3-3-2-2ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	77
3-3-2-3特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	77
3-4健康観察及び生活支援①	77
3-4健康観察及び生活支援②	77
3-5府予防計画及び府医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針	77
3-6府予防計画及び府医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	78

大阪府

新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応⑥	93
3-2新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応⑦	94
3-3医療措置協定に基づく医療提供体制の構築	94
3-3-1医療措置協定に基づく医療提供体制の構築①	94
ア 入院体制	94
イ 発熱外来体制	95
ウ 自宅療養者等への医療の提供等	95
エ 後方支援体制及び医療人材派遣体制	95
3-3-1医療措置協定に基づく医療提供体制の構築②	95
3-3-1医療措置協定に基づく医療提供体制の構築③	95～96
3-3-1医療措置協定に基づく医療提供体制の構築④	96
3-3-1医療措置協定に基づく医療提供体制の構築⑤	96
3-3-2医療措置協定に基づく医療提供体制の構築に当たり、特に時期に応じた医療提供体制の構築	96
3-3-2-1病原体の性状等に応じた対応①	96
3-3-2-1病原体の性状等に応じた対応②	96
3-3-2-1病原体の性状等に応じた対応③	96～97
3-3-2-2ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	97
3-3-2-3特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	97
3-4臨時の医療施設等の整備	97
3-5救急医療体制	97
3-6宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊療養体制の構築①	97
3-6宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊療養体制の構築②	97～98
3-6宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊療養体制の構築③	98
3-7健康観察及び生活支援①	98
3-7健康観察及び生活支援②	98
3-7健康観察及び生活支援③	98
3-7健康観察及び生活支援④	98
3-8府予防計画及び府医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針	98
3-9府予防計画及び府医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針①	99
3-9府予防計画及び府医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針②	99
3-9府予防計画及び府医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針③	99～100

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第8章 医療		第8章 医療
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）、市は府と連携して対応する旨を記載している。	P70	（1）目的 新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、府は地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において、府予防計画及び府医療計画に基づき府と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行うとしている。 また、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた研修等の実施、都道府県連携協議会等を通じて有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行うとしている。市は府と連携し医療体制を整備する。	P86	（1）目的 新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において、府予防計画及び府医療計画に基づき府と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。 また、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた研修等の実施、都道府県連携協議会等を通じて有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）、市も参画する都道府県連携協議会の場を活用しながら、府と連携して対応する旨を記載している。	P70	（2）所要の対応 1-1. 医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備 府は新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、府予防計画及び府医療計画に基づき、平時から次の取組を行い、有事において市民等に対し感染症医療及び通常医療を適切に提供するとしている。 府は、新型コロナ対応を念頭に、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、医療機関との間で、新型インフルエンザ等発生時における病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備する。 また、医療提供体制の整備に当たり、府は、感染症法第36条の2に基づき、公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の管理者に対し、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間に当該感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置について通知する。通知を受けた公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の管理者は、感染症法に基づき、当該措置を講じなければならない。 市は、都道府県連携協議会の場を活用しながら、府と連携し、医療提供体制の整備を図る。 ≪健康局≫	P86	（2）所要の対応 1-1. 医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備 府が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、府予防計画及び府医療計画に基づき、平時から以下の取組を行うことで、感染症危機において府民等に対し感染症医療及び通常医療を適切に提供する。 ① 府は、新型コロナ対応を念頭に、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、医療機関との間で、新型インフルエンザ等発生時における病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備する。 また、医療提供体制の整備に当たり、府は、感染症法第36条の2に基づき、公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の管理者に対し、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間に当該感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置について通知する。通知を受けた公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の管理者は、感染症法に基づき、当該措置を講じなければならない。

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）削除している。			P86	ア 入院体制 府は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間において当該感染症の入院を担当する医療機関（病院又は有床診療所）と、平時に医療措置協定を締結の上、第一種協定指定医療機関として指定し、その内容について、府ホームページに掲載する。 医療措置協定の締結に当たっては、重症病床や患者特性（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者）別受入可能病床についても確保し、関係機関等との連携し、医療提供体制の整備を図る。 «健康医療部»
同上			P86	イ 発熱外来体制 府は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間において、当該感染症の発熱外来を行う医療機関（病院又は診療所）と平時に医療措置協定を締結の上、第二種協定指定医療機関として指定し、その内容について、府ホームページに掲載する。 «健康医療部»
同上			P87	ウ 自宅療養者等への医療の提供等 府は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間において、当該感染症の自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療（健康観察を含む。）を行う病院及び診療所（高齢者施設等や障がい者施設等の協力医療機関を含む。）、服薬指導（薬剤等の配送を含む。）を行う薬局並びに訪問看護（健康観察を含む。）を行う訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結の上、第二種協定指定医療機関として指定し、その内容について、府ホームページに掲載する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P87	エ 後方支援体制及び医療人材派遣体制 府は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間に、第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関に代わって当該感染症患者以外の患者を受け入れる医療機関（病院）、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院を受け入れる医療機関（病院）、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者を派遣する医療機関（病院）と平時に医療措置協定を締結し、その内容について、府ホームページに掲載する。 «健康医療部»
同上			P87	② 歯科医療について、新型インフルエンザ等の発生及びまん延時に緊急的な歯科治療を要する場合に備え、歯科を有する病院は、地域の歯科診療所と連携体制の構築に努めるとともに、歯科医療における適切な感染防止対策に係る情報共有を図るなど、平時から、新型インフルエンザ等に備えた対策を進める。 «健康医療部»
同上			P87	③ 府は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、医療措置協定に基づく医療提供体制の整備状況等について把握する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
宿泊体制の整備は府が実施するため（府の役割）、市も参画する都道府県連携協議会の場を活用しながら、府と連携して対応する旨を記載している。	P70	1-2. 宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊施設の確保 府は、可能な限り、地域バランスを考慮の上、民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結することにより、平時から宿泊療養施設の確保を行い、さらに、宿泊施設の運営に係る体制確保の方策を平時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備するとともに、都道府県連携協議会等の場を活用し、宿泊施設における健康観察の実施、医療提供体制を整備した施設(診療型宿泊療養施設)やリハビリ・介護支援機能を付加した要支援・要介護高齢者対応施設の整備（臨時の医療施設を含む。）、民間救急等による移送体制の確保、急変時の移送体制について、協定締結医療機関や医療関係団体、消防機関等と協議し、宿泊療養者への医療の提供体制について整備するとしている。 また、宿泊療養を希望する患者の宿泊施設への移送や入院が必要となった宿泊療養中の患者の移送のため、平時において民間移送機関や民間救急等との協定の締結や確保した施設に必要となる医療人材確保に向け、平時から感染症法に基づく医療機関との人材派遣とは別に協定を締結するとしている。 <u>市は、都道府県連携協議会の場を活用しながら、府と連携し、宿泊施設の確保等の整備を図る。</u> «健康局»	P87～88	1-2. 宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊施設の確保 府は、可能な限り、地域バランスを考慮の上、民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結することにより、平時から宿泊療養施設の確保を行う。 また、府は、宿泊施設の運営に係る体制確保の方策を平時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備するとともに、都道府県連携協議会等の場を活用し、宿泊施設における健康観察の実施、医療提供体制を整備した施設(診療型宿泊療養施設)やリハビリ・介護支援機能を付加した要支援・要介護高齢者対応施設の整備（臨時の医療施設を含む。）、民間救急等による移送体制の確保、急変時の移送体制について、協定締結医療機関や医療関係団体、消防機関等と協議し、宿泊療養者への医療の提供体制について整備する。 あわせて、宿泊療養を希望する患者の宿泊施設への移送や入院が必要となった宿泊療養中の患者の移送のため、平時において民間移送機関や民間救急等との協定を締結する。 また、府は、確保した施設に必要となる医療人材確保に向け、平時から感染症法に基づく医療機関との人材派遣とは別に協定を締結する。 «健康医療部»
文章表現を整理し、新型コロナにおける市の対応（OIPCへの対応等）を記載している。	P71	1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 ① 市は、感染症患者の治療に当たる医療専門職のほか、適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材等、多様な人材を確保するため、各機関において、感染症に関する人材の養成及び資質の向上に取り組むとともに、新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、感染対策向上加算届出医療機関等との連携強化を行う。 また、市内に所在する医療機関が感染対策向上加算届出医療機関等から感染症対策に関する必要な助言や研修等の支援を受け、院内感染症発生時に各医療機関が適切に対応できるよう医療機関の対応力向上に努める。 «健康局»	P88	1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 ① 府、医療機関及び関係団体は、医療人材等の研修や訓練を実施又は職員等に国立健康危機管理研究機構等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナーに積極的に参加するように促すことにより、人材の感染症に関する知識の向上を図る。 あわせて、府は、感染症に関する人材の養成及び資質の向上のため、大学を始めとする、医師や看護師等の医療関係職種の養成課程や大学院等との連携を図る。 <u>保健所は、新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、これらの医療機関や公益社団法人大阪府看護協会感染管理地域ネットワーク等と連携しながら、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。</u> «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）、市は府と連携して対応する旨を記載している。また、医療措置協定の締結は府の業務のため削除している。	P71	② 第一種及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、平時から、感染症対応を行う医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した必要な研修や訓練の実施、又は国や府等若しくは医療機関が実施する当該研修や訓練に医療従事者を参加させることにより、当該感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化を図る。 <u>市は、府と連携して強化を支援する。</u> «健康局»	P88	② 第一種及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、平時から、感染症対応を行う医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した必要な研修や訓練の実施、又は国や府等若しくは医療機関が実施する当該研修や訓練に医療従事者を参加させることにより、当該感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化を図る。 <u>また、人材派遣に係る医療措置協定を締結した医療機関は、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者を他の医療機関、臨時の医療施設、宿泊施設、高齢者施設等、障がい者施設等に派遣できるように、平時から研修や訓練を実施する。</u> «健康医療部»
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）、市は府と連携して対応する旨を記載している。	P71	③ 市は、府と連携して、国が策定する、新型インフルエンザ等の診断、重症度に応じた治療、院内感染対策、患者の移送等に係る指針等を医療機関等へ周知する。 «健康局»	P88	③ 府は、国が策定する、新型インフルエンザ等の診断、重症度に応じた治療、院内感染対策、患者の移送等に係る指針等を医療機関等へ周知する。 «健康医療部»
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）、市は府と連携して対応する旨を記載するとともに、医療機関への施設整備及び設備整備の支援は府の業務のため削除している。	P71	1-4. 医療機関の設備整備・強化等 ① 市は、 <u>府と連携して、新型インフルエンザ等の対応を行う第一種及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関について</u> 、国の方針等を踏まえ、準備状況の定期的な確認を行う。 «健康局»	P88	1-4. 医療機関の設備整備・強化等 ① 府は、 <u>新型インフルエンザ等の対応を行う第一種及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関について</u> 、国の方針等を踏まえ、 <u>施設整備及び設備整備の支援を行うとともに</u> 、準備状況の定期的な確認を行う。 «健康医療部»
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）削除している。			P89	1-5. 臨時の医療施設等の取扱いの整理 府は、国が示す臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法等の方針を踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
総合調整権限は府のみにあるため、府に対する総合調整の要請を記載している。	P72	1-6．都道府県連携協議会等の活用 市は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等に参画し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、市予防計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について協議を行う。 <u>また、市は、必要があると認めるときは、感染症法に基づき府に対して総合調整を要請する。</u> «健康局»	P89	1-7．都道府県連携協議会等の活用 府は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、府予防計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について協議を行う。 <u>また、府は、必要があると認めるときは、感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。</u> «健康医療部»
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）削除している。			P90	2-3. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 ① 府は、国からの要請に基づき、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。 «健康医療部»
府が実施する府下全域の一元化のため、市は指示に従うとしている。	P73	2-3. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 ① 感染症指定医療機関との患者受入調整については、保健所が適宜、調整の上、行う。その後、府が感染症法に基づき、総合調整権限や指示権限を適切に行使し、 <u>早期に入院調整業務の一元化を判断した場合、市はその指示に従う。</u> また、市は、入院調整に当たり、検疫所との連携確保に努める。 «健康局»	P90～91	② 感染症指定医療機関との患者受入調整については、府の感染症対策部門と関係保健所が適宜、調整の上、行う。その後、府は、病原性や感染性に応じ、必要があると認めるときは、感染症法に基づき、保健所設置市に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や指示権限を適切に行使しながら、 <u>早期に入院調整業務の府への一元化を判断する。</u> また、府は、入院調整に当たり、検疫所との連携確保に努める。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）削除している。			P91	③ 府は、感染症指定医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況や外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。 «健康医療部»
同上			P91	④ 府は、国からの要請を踏まえ、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、これらの医療機関に対し、医療提供体制及び物資の確保についてその時点の状況を確認する等、対応の準備を進める。 また、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後は、新型インフルエンザ等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断した上で、流行初期の協定締結医療機関に対し、段階的に要請を行う。 なお、協定締結医療機関に対し、医療提供の要請を行うに当たっては、医療関係団体を始め、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。 «健康医療部»
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
府の業務であるため削除している。			P93	3-2. 新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応 ③ 府は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。 «健康医療部»
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）削除している。			P94	3-3. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 3-3-1. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 ① 府は、協定締結医療機関に対して、以下のとおり、医療措置協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P94	ア 入院医療体制 流行初期期間においては、まずは新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間前から対応の実績のある感染症指定医療機関が、流行初期期間の段階から入院対応を行う旨の医療措置協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行うとともに、府は、当該感染症指定医療機関以外の流行初期期間に入院対応を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関に対し要請を行い、当該期間における入院医療体制を整備する。
同上			P94	流行初期期間の経過後、流行初期期間に医療提供を行った医療機関に加え、府は、当該医療機関以外の協定締結医療機関のうち、公的医療機関等（新型インフルエンザ等に対応することができる、公的医療機関等以外の医療機関を含む。）を中心に要請を行い、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関に対し要請を行い、流行初期期間経過後における入院医療体制を整備する。 特に配慮が必要な患者について、医療措置協定に基づき、協定締結医療機関に対し、患者特性（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者）に応じた受入れや関係機関等との連携等の体制確保を要請する。 «健康医療部»
同上			P95	イ 発熱外来体制 府は、流行初期期間における医療措置協定を締結した医療機関に対し要請を行い、当該期間における発熱外来体制を整備する。 また、流行初期期間の経過後、流行初期期間に発熱外来を行った医療機関に加え、府知事は、当該医療機関以外の協定締結医療機関のうち、公的医療機関等（新型インフルエンザ等に対応することができる、公的医療機関等以外の医療機関を含む。）を中心に要請を行い、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関に対し要請を行い、流行初期期間経過後における発熱外来体制を整備する。
同上			P95	なお、発熱外来体制の整備に当たっては、地域の薬局による服薬指導等が必要となることから、府は、自宅療養者等への服薬指導等を行う医療措置協定を締結した薬局に対してもあわせて要請を行う等し、医療機関が連携して患者に対応できる体制を整備する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P95	ウ 自宅療養者等への医療の提供等 府は、流行初期期間における医療措置協定を締結した医療機関に対し要請を行い、当該期間における自宅療養者等への医療提供体制を整備する。 また、流行初期期間の経過後、流行初期期間に自宅療養者等への医療の提供を行った医療機関に加え、府は、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関に対し要請を行い、流行初期期間経過後における自宅療養者等への医療提供体制を整備する。 «健康医療部»
同上			P95	エ 後方支援体制及び医療人材派遣体制 府は、後方支援に係る医療措置協定を締結した医療機関に対し、第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関に代わって新型インフルエンザ等以外の患者を受入れや感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入れを要請する。 また、府は、医療人材の派遣に係る医療措置協定を締結した医療機関に対し、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材の医療機関等への派遣を要請する。 «健康医療部»
同上			P95	② 府は、協定締結医療機関に対して、医療措置協定に基づき必要な医療を提供するよう要請するに当たっては、医療提供体制及び個人防護具の確保について、その時点の状況を確認し、必要な診療体制を整備できる状況であることを前提とした上で、新型インフルエンザ等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断し、段階的に要請を行う。 また、府が協定締結医療機関に対し、医療提供の要請を行うに当たっては、医療関係団体を始め、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P95～96	③ 府は、国から、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等の提供・共有があった場合は、速やかに医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知し、医療機関は、これらの情報も踏まえ、府からの要請に備えて、必要な準備を行う。 «健康医療部»
同上			P96	④ 府は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置 や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、感染症法に基づき、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。（ただし、「大阪府流行初期医療確保措置に関する基準を定める規則」の基準に該当する場合に限る。） «健康医療部»
同上			P96	⑤ 府は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況や外来ひっ迫状況等を医療機 関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行う。 «健康医療部»
同上			P96	3-3-2. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築に当たり、特に時期に応じた医療提供体制の構築 3-3-2-1. 病原体の性状等に応じた対応 ① 小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、府は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P96	② 病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、府は、第一種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう調整する。 一方、感染性が高い場合は、必要に応じて、全ての第一種協定指定医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、国が示す、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化する等の入院基準等の見直しを踏まえ、入院調整を行う。 «健康医療部»
臨時の医療施設は府が実施するため（府の役割）削除している。	P77	3-3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 国において、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針が決定された場合、市は、国や府と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。 «健康局»	P97	3-3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 国において、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針が決定された場合、府は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。 <u>その際、府は、臨時の医療施設において医療を提供していた場合は、患者の転院、自宅療養等を進め、臨時の医療施設を順次閉鎖する。</u> «健康医療部»
同上			P97	3-4. 臨時の医療施設等の整備 府は、受入病床の不足に対応するため、重症化リスクが高い者への早期治療等を行うための臨時の医療施設、入院待機患者や症状が悪化した自宅療養者等を一時的に受け入れて酸素投与等の必要な処置を行う入院患者待機ステーションの設置・運営について、協定締結医療機関と協議し、所要の準備を行う。 «健康医療部»
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）削除している。			P97	3-5. 救急医療体制 府は、疑い患者を含めた感染症医療と通常医療の確保のため、救急医療を含め、地域における医療機関の機能や役割を踏まえた医療機関との連携体制（疑い患者のトリアージ病院の設定等）を構築する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P97	3-6. 宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊療養体制の構築 ① 府は、宿泊施設確保措置協定に基づき、民間宿泊業者等に対し、措置を講ずるよう要請する。 «健康医療部»
同上			P97～98	② 府は、医療提供体制の状況を踏まえつつ、迅速に職員、資機材等を確保する等、宿泊施設の運営体制構築及び実施を図る。 あわせて、民間移送機関や民間救急等との協定締結等に基づきながら、原則ICTを活用した移送システムを速やかに構築する等、患者移送体制を整備する。 また、都道府県連携協議会等を活用し、宿泊施設確保措置協定を締結した民間宿泊業者等や医療関係団体と宿泊療養体制整備について協議し、感染・療養状況に応じた施設確保と、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。 «健康医療部»
同上			P98	③ 府は、宿泊療養において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。 «健康医療部»
府の事務のため削除している。			P98	3-7. 健康観察及び生活支援 ③ 府は、必要な範囲で、市町村（保健所設置市を除く。）に感染症の患者情報の提供を行う。 «健康医療部»
府の事務のため削除している。			P98	④ 府は、病原性や感染性に応じ、感染症の発生及びまん延時には、早期に自宅で療養している患者からの相談体制の一元化を判断し、整備するとともに、これらの患者が外来受診する場合における民間移送機関と連携した体制を確保する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
医療提供体制の整備は府が実施するため（府の役割）、市は府と連携した対応する旨を記載している。	P77	3-5. 市予防計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針 新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、 <u>市は、府に即した対応を行う。</u> «健康局»	P98	3-8. 府予防計画及び府医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針 新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、府は、 <u>国の方針を踏まえ、その感染症の特性に合わせて、医療機関と協議の上、協定の内容を見直す等、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。</u> «健康医療部»
同上	P78	3-6. 府予防計画及び府医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針 市は、府において、上記の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられ、必要に応じて、次の取組が行われる場合は、府と連携して対応を行う。 ・「 <u>大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）第3部第8章 医療（対応期）3-9</u> 」参照 «健康局»	P99	3-9. 府予防計画及び府医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針 府は、上記の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下の取組を行う。 ① 府は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等、医療提供体制のキャパシティを超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。その際、府は、必要があると認めるときは、感染症法に基づく総合調整権限・指示権限を行使する。 «健康医療部»
同上		・「 <u>大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）第3部第8章 医療（対応期）3-9</u> 」参照 «健康局»	P99	② 府は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第8章：医療）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上		・「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）第3部第8章医療（対応期）3-9」参照 «健康局»	P99	③ 府は、上記対応を行うとともに、府民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下の対応を行うことを検討する。 （ア）まん延防止対策として、患者や濃厚接触者以外の府民への要請等や、事業者や学校等に対する要請に係る措置を講ずること。 （イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。 （ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、特措法第31条に基づき、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。 «危機管理室、健康医療部»

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第9章 治療薬・治療法	80
第1節 準備期	
第1節 準備期 ～ 第2節 初動期	81
(1)目的	81
(2)所要の対応	81
2-1治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備	81
2-1-1医療機関等への情報提供・共有	81
2-1-2治療薬の流通管理及び適正使用	81
2-2抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）①	81
第3節 対応期	82
(1)目的	82
(2)所要の対応	82
3-1治療薬・治療法の活用	82
3-1-1医療機関等への情報提供・共有	82
3-1-2治療薬の流通管理①	82

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第9章 治療薬・治療法	101
第1節 準備期	102
(1)目的	102
(2)所要の対応	102
1-1治療薬・治療法の研究開発への協力	102
1-2医療機関等への情報提供・共有体制の整備	102
1-3抗インフルエンザウイルス薬の備蓄①	102
1-3抗インフルエンザウイルス薬の備蓄②	102
第2節 初動期	103
(1)目的	103
(2)所要の対応	103
2-1研究開発への協力	103
2-2治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備	103
2-2-1医療機関等への情報提供・共有	103
2-2-2治療薬の流通管理及び適正使用	103
2-3抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）①	103
2-3抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）②	103
第3節 対応期	104～105
(1)目的	104
(2)所要の対応	104～105
3-1研究開発への協力	104
3-2治療薬・治療法の活用	104
3-2-1医療機関等への情報提供・共有	104
3-2-2治療薬の流通管理①	104
3-2-2治療薬の流通管理②	104
3-2-2治療薬の流通管理③	104
3-2-2治療薬の流通管理④	104
3-3抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）①	105
3-3抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）②	105
3-3抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）③	105

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第9章：治療薬・治療法）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第9章 治療薬・治療法		第9章 治療薬・治療法
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
準備期における医療体制の整備は府の役割であるため記載しない。			P102	（１）目的 新型インフルエンザ等の発生時は、府民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、国において速やかに有効な治療薬の開発・確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。 そのため、医療機関等と連携し、平時からそのための体制作りを行うとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練等でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。 また、大学等の研究機関や製薬関係企業等における研究開発への協力等を行い、新型インフルエンザ等の発生時に有効かつ安全な治療薬が速やかに利用できることをめざす。
研究開発への協力や薬剤の備蓄等は府の役割であるため記載していない。			P102	（２）所要の対応 1-1. 治療薬・治療法の研究開発への協力 府は、国や大学・研究機関等、製薬企業等による研究開発について、府内の医療機関等を通じた治験等の実施に協力する。 具体的には、平時から治験に関わる医療関係者や関係事業者等で構成する懇話会で府内の治験環境の課題共有や対策を検討するとともに、府内において、治験実施医療機関に加え、治験等に関わる診療・検査等に病院や診療所等が協力・連携することにより、来院に依存しない治験等が実施できる環境整備を図る。 «健康医療部»
同上			P102	1-2. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備 府は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関等で、国及び国立健康危機管理研究機構が示す新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等に基づき治療薬・治療法を活用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第9章：治療薬・治療法）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P102	1-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ① 府は、国から示される全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。 «健康医療部»
同上			P102	② 府は、府内で流通している抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を円滑に市場に供給するため、平時から、卸売販売業者等との情報共有や訓練等により連携を進める。 «健康医療部»
準備期と初動期 同じ		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
研究開発への協力や薬剤の備蓄等は府の役割であるため記載していない。				（2）所要の対応 2-1. 研究開発への協力 府は、国や大学・研究機関等、製薬企業等による研究開発について、府内の医療機関等を通じた治験等の実施に協力する。 具体的には、新型インフルエンザ等の発生時には、準備期に構築した治験等の実施体制を活用し、必要に応じ、医療機関等に治験等への協力を要請する。 «健康医療部»
同上				2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合） ① 府は、国と連携し、医療機関に対し、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。 «健康医療部»
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第9章：治療薬・治療法）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
研究開発への協力や薬剤の備蓄等は府の役割であるため記載していない。			P104	（２）所要の対応 3-1. 研究開発への協力 府は、国や大学・研究機関等、製薬企業等による研究開発について、府内の医療機関等を通じた治験等の実施に協力する。 具体的には、新型インフルエンザ等の発生時には、準備期に構築した治験等の実施体制を活用し、必要に応じ、医療機関等に治験等への協力を要請する。 «健康医療部»
同上			P104	② 府は、製薬関係企業等において増産された治療薬を必要に応じて確保する。 «健康医療部»
同上			P104	③ 府は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、国から配分された治療薬を医療機関に円滑に流通する。 «健康医療部»
同上			P104	④ 府は、新型インフルエンザ等の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行うため、医療関係団体と情報共有や連携を図りつつ、国との役割分担のもと、必要な医薬品等の確保に努め、新型インフルエンザ等に対応する医療機関等が、必要に応じて使用できるようにする。 «健康医療部»
同上			P105	3-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合） ① 府は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量や流通・供給状況と患者の発生状況を踏まえ、必要に応じ、国に対して、国備蓄分の配分を要請する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第9章：治療薬・治療法）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上				② 府は、国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。 «健康医療部»
同上				③ 府は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。 «健康医療部»

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第10章 検査	83
第1節 準備期	84～85
(1)目的	84
(2)所要の対応	84
1-1検査体制の整備①	84
1-1検査体制の整備②	84
1-1検査体制の整備③	84
1-2訓練等による検査体制の維持及び強化	85
1-3検査診断技術の研究開発への協力	85
第2節 初動期	86
(1)目的	86
(2)所要の対応	86
2-1 検査体制の整備①	86
2-1 検査体制の整備②	86
2-2検査診断技術の研究開発への協力	86
2-3リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等	86
第3節 対応期	87～88
(1)目的	87
(2)所要の対応	87
3-1検査体制の拡充	87
3-1-1流行初期期間①	87
3-1-1流行初期期間②	87
3-1-1流行初期期間③	87
3-1-1流行初期期間④	87
3-1-1流行初期期間⑤	87
3-1-2流行初期期間経過後①	88
3-1-2流行初期期間経過後②	88
3-2検査診断技術等の普及①	88
3-2検査診断技術等の普及②	88
3-3リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等	88

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第10章 検査	106
第1節 準備期	107～108
(1)目的	107
(2)所要の対応	107～108
1-1検査体制の整備①	107
1-1検査体制の整備②	107～108
1-1検査体制の整備③	108
1-2訓練等による検査体制の維持及び強化	108
1-3検査診断技術の研究開発への協力	108
第2節 初動期	109
(1)目的	109
(2)所要の対応	109
2-1 検査体制の整備①	109
2-1 検査体制の整備②	109
2-2検査診断技術の研究開発への協力	109
2-3リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等	109
第3節 対応期	110～111
(1)目的	110
(2)所要の対応	110～111
3-1検査体制の拡充	110
3-1-1流行初期期間①	110
3-1-1流行初期期間②	110
3-1-1流行初期期間③	110
3-1-1流行初期期間④	110
3-1-1流行初期期間⑤	110
3-1-2流行初期期間経過後①	111
3-1-2流行初期期間経過後②	111
3-2検査診断技術等の普及①	111
3-2検査診断技術等の普及②	111
3-2検査診断技術等の普及③	111
3-3リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等	111

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第10章：検査）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第10章 検査		第10章 検査
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
国への報告は府の役割であることから削除している。	P84	（2）所要の対応 1-1. 検査体制の整備 ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、府を通じ民間検査機関又は医療機関との検査措置協定を締結することで、平時から計画的に準備する。 また、予防計画に基づき、大安研や検査措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況の情報を把握する。 «健康局»	P107	（2）所要の対応 1-1. 検査体制の整備 ① 府は、新型インフルエンザ等の発生に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関又は医療機関との検査措置協定により、平時から計画的に準備する。 また、府等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況の情報を把握し、府は毎年度その内容を<u>国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。</u>
市の地衛研は大安研のみであり、別で記載しているため削除している。			P107	地方衛生研究所は、他の地方衛生研究所等と連携し、検査体制を整備するとともに、地方衛生研究所を有しない保健所設置市は、地方衛生研究所を有する府等との連携を確保すること等により、試験検査に必要な対応を行う。 «健康医療部»
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
検査物資の供給にかかる国への要請は府の役割のため削除している。			P111	3-2. 検査診断技術等の普及 ③ 府は、検査措置協定締結機関等における検査物資の確保状況や流通状況を確認し、必要に応じて検査物資の供給等を国に要請する。 «健康医療部»

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第11章 保健	89
第1節 準備期	90～92
(1)目的	90
(2)所要の対応	90
1-1人材の確保①	90
1-1人材の確保②	90
1-1人材の確保③	90
1-2業務継続計画を含む体制の整備①	90
1-2業務継続計画を含む体制の整備②	91
1-2業務継続計画を含む体制の整備③	91
1-2業務継続計画を含む体制の整備④	91
1-2業務継続計画を含む体制の整備⑤	91
1-3研修・訓練等を通じた人材育成①	91
1-3研修・訓練等を通じた人材育成②	91
1-3研修・訓練等を通じた人材育成③	92
1-3研修・訓練等を通じた人材育成④	92
1-3研修・訓練等を通じた人材育成⑤	92
1-4多様な主体との連携体制の構築	92
第2節 初動期	93
(1)目的	93
(2)所要の対応	93
2-1有事体制への移行準備①	93
2-1有事体制への移行準備②	93
2-1有事体制への移行準備③	93
第3節 対応期	94～95
(1)目的	94
(2)所要の対応	94
3-1有事体制への移行①	94
3-1有事体制への移行②	94
3-1有事体制への移行③	94
3-2感染状況に応じた取組	94
3-2-1流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）①	94
3-2-1流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）②	95
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降①	95
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降②	95
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降③	95
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降④	95
3-2-3特措法によらない基本的な感染対策への移行期	95

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第11章 保健	112
第1節 準備期	113～115
(1)目的	113
(2)所要の対応	113～115
1-1人材の確保①	113
1-1人材の確保②	113
1-1人材の確保③	113
1-2業務継続計画を含む体制の整備①	114
1-2業務継続計画を含む体制の整備②	114
1-2業務継続計画を含む体制の整備③	114
1-2業務継続計画を含む体制の整備④	114
1-2業務継続計画を含む体制の整備⑤	114
1-3研修・訓練等を通じた人材育成①	114～115
1-3研修・訓練等を通じた人材育成②	115
1-3研修・訓練等を通じた人材育成③	115
1-3研修・訓練等を通じた人材育成④	115
1-3研修・訓練等を通じた人材育成⑤	115
1-4多様な主体との連携体制の構築	115
第2節 初動期	116
(1)目的	116
(2)所要の対応	116
2-1有事体制への移行準備①	116
2-1有事体制への移行準備②	116
2-1有事体制への移行準備③	116
第3節 対応期	117～119
(1)目的	117
(2)所要の対応	117～119
3-1有事体制への移行①	117
3-1有事体制への移行②	117
3-1有事体制への移行③	117
3-1有事体制への移行④	117
3-2感染状況に応じた取組	118
3-2-1流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）①	118
3-2-1流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）②	118
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降①	118
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降②	118
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降③	118
3-2-2流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降④	118
3-2-3特措法によらない基本的な感染対策への移行期	119

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第11章：保健）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第11章 保健		第11章 保健
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
市は感染症業務に従事する保健所と各区保健福祉センターとし、地方公共団体間は府の業務であるため削除している。	P90	（1）目的 保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、有事の中核となる存在である。 また、大安研は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、有事の中核となる存在である。 市が有事に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な対応を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも必要な地域保健対策を継続して実施できるようにする。 大安研についても、同様の取組により、その機能を果たすことができるようにする。 その際、保健所と各区保健福祉センターの役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする	P113	（1）目的 感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。 また、地方衛生研究所は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。 府等が感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、保健所が、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも必要な地域保健対策を継続して実施できるようにする。 地方衛生研究所についても同様に、上記取組により、その機能を果たすことができるようにする。 その際、府等の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。
府管轄保健所への派遣は府の組織（業務）であるため削除している。	P90	② 市は、保健所における新型インフルエンザ等に係る発生等の公表から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、全庁的な応援職員、IHEAT要員、外部人材、他の市町村からの応援派遣等、有事体制を構成する人員を確保する。 «健康局»	P113	② 府等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表から1か月間）において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 また、市町村（保健所設置市を除く。）は、所属する保健師等を応援職員として府管轄保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第11章：保健）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
市は有事に備え、統括保健師の配置や区保健福祉センターと保健所を兼務する健康危機管理担当保健師の配置をしている。	P90	③ 市は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置するとともに、健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う統括保健師を配置する。さらに、各区役所に保健所を兼務する保健師（健康危機管理担当保健師）を配置し、有事に迅速に保健所に参集できる体制を整備する。 «健康局»	P113	③ 府等は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制の確保のため、本庁における統括保健師の配置や、保健所における保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の配置について検討する。 また、保健所設置市以外の府内市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師の配置について検討する。 «健康医療部»
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
本市保健所体制へ置き換えている。	P93	（2）所要の対応 2-1. 有事体制への移行準備 ① 市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に定める保健所の有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）への移行の準備状況を適時適切に把握し、全庁的な応援職員、IHEAT要員への応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。 また、市は、大安研の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。 市は、感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化について検討する。 «健康局»	P116	（2）所要の対応 2-1. 有事体制への移行準備 ① 府等は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）への移行の準備状況を適時適切に把握し、府等の本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。特に府においては、感染症発生後速やかに、府本庁の感染症対策部門における人員体制を整備する。 また、府等は、地方衛生研究所の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。 府は、感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化について検討する。 «健康医療部»
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
本市保健所体制へ置き換えている。	P94	（2）所要の対応 3-1. 有事体制への移行 ① 保健所及び大安研は、健康危機対処計画に基づき、有事体制を確立するとともに、市は、全庁的な応援職員、IHEAT要員への応援要請等を遅滞なく行う。 «健康局»	P117	（2）所要の対応 3-1. 有事体制への移行 ① 保健所及び地方衛生研究所は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を確立するとともに、府等は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行う。特に府においては、初動期から継続して、府本庁の感染症対策部門における人員体制を整備する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第11章：保健）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
感染症法第63条の3第2項に基づく府への総合調整要請を記載している。	P94	② 府は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約や地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援するとしている。 市は、国、府等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。 さらに、必要があると認めるときは、 <u>感染症法に基づき、府に対して総合調整を行うよう要請する。</u> «健康局»	P117	② 府は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約や地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。 また、国、他の都道府県及び府内の保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。 さらに、必要があると認めるときは、 <u>感染症法に基づき、府内の保健所設置市等に対する総合調整権限・指示権限を行使する。</u> «健康医療部»
府下保健所に対する業務負荷軽減は府の役割であるため削除している。			P117	④ 府等は、患者の入院先医療機関への移送や自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。 また、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。 «健康医療部»
国に対して行う他の都道府県からの保健師等の広域派遣要請は府の役割のため削除している。	P94	3-2. 感染状況に応じた取組 3-2-1. 流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで） ① 市は、流行開始をめどに有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の有事体制及び大安研の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。 また、市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、全庁的な応援職員の派遣、他の市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請、外部人材の活用、国立健康危機管理研究機構に対する実地疫学の専門家等の派遣要請等を行う。 «健康局»	P118	3-2. 感染状況に応じた取組 3-2-1. 流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで） ① 府等は、流行開始をめどに感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。 また、府等は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請、国立健康危機管理研究機構に対する実地疫学の専門家等の派遣要請等を行うとともに、 <u>府は、必要に応じて、国に対し、他の都道府県からの保健師等の広域派遣要請を行う。</u> <u>くわえて、特に府においては、速やかに、府本庁の感染症対策部門における人員体制を整備する。</u> «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第11章：保健）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上	P95	3-2-2. 流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降 ① 市は、引き続き必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、全庁的な応援職員の派遣、府や他の市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請、外部人材の活用、国立健康危機管理研究機構に対する実地疫学の専門家等の派遣要請等を行う。 «健康局»	P118	3-2-2. 流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月）以降 ① 府等は、引き続き必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請、国立健康危機管理研究機構に対する実地疫学の専門家等の派遣要請等を行う。 また、府は、必要に応じて、国に対し、他の都道府県からの保健師等の広域派遣要請を行う。 くわえて、府においては、継続して府本庁の感染症対策部門における人員体制を整備する。 «健康医療部»
府による業務の一元化の要請について記載している。	P95	② 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、 <u>府による業務の一元化の要請</u> や外部委託等による業務効率化を進める。 «健康局»	P118	② 府等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、 <u>府での業務の一元化</u> や外部委託等による業務効率化を進める。 «健康医療部»

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第12章 物資	96
第1節 準備期 ～ 第2節 初動期	97
(1)目的	97
(2)所要の対応	97
1-1感染症対策物資等の備蓄①	97
1-1感染症対策物資等の備蓄②	97
1-1感染症対策物資等の備蓄③	97
1-1感染症対策物資等の備蓄④	97
第2節 初動期	
第3節 対応期	99
(1)目的	99
(2)所要の対応	99
3-1感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	99
3-2備蓄物資等の供給に関する相互協力	99

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第12章 物資	120
第1節 準備期	121～122
(1)目的	121
(2)所要の対応	121～122
1-1感染症対策物資等の備蓄①	121
1-1感染症対策物資等の備蓄②	121
1-1感染症対策物資等の備蓄③	121
1-1感染症対策物資等の備蓄④	121
1-2医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等①	122
1-2医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等②	122
1-2医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等③	122
1-2医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等④	122
第2節 初動期	123
(1)目的	123
(2)所要の対応	123
2-1感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	123
2-2感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備	123
2-3不足物資の供給等	123
第3節 対応期	124～125
(1)目的	124
(2)所要の対応	124～125
3-1感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	124
3-2不足物資の供給等	124
3-3備蓄物資等の供給に関する相互協力	124
3-4緊急物資の運送等	124
3-5物資の売渡しの要請等①	124
3-5物資の売渡しの要請等②	125
3-5物資の売渡しの要請等③	125

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第12章：物資）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第12章 物資		第12章 物資
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
医療機関に対する備蓄は府の役割であるため削除している。			P121	④ 府は、新型インフルエンザ等の発生時に、府備蓄分を医療機関へ速やかに配布できるよう、指定地方公共機関等と供給に関する協定を締結する等の体制整備を行う。 «健康医療部»
府行動計画1－2④を繰り上げて記載している。	P97	④ 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。 «福祉局、健康局»		
医療機関に対する備蓄は府の役割であるため削除している。			P122	1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等 ① 府は、府予防計画に基づき、協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、府予防計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。 «健康医療部»
同上			P122	② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、個人防護具の計画的な備蓄に努める。 府は、国の方針等を踏まえ、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。 «健康医療部»
同上			P122	③ 府は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう働き掛ける。 また、医療措置協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう、呼び掛ける。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第12章：物資）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
市行動計画1-1④へ繰り上げて記載している。			P122	④ 府は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。 「福祉部、健康医療部」
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
医療機関に対する備蓄は府の役割であるため削除している。			P123	（1）目的 感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、府民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。 そのため、府は、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行う。
同上			P123	（2）所要の対応 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 府は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関に備蓄・配置状況を確認する。 「健康医療部」
同上			P123	2-2. 感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備 府は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。 「健康医療部」

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第12章：物資）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P123	2-3. 不足物資の供給等 府は、協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、府の備蓄分から個人防護具を配布する準備を進める。 «健康医療部»
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
医療機関からの報告及び不足物資の国への要請は府の業務であるため、市は府と連携しその状況を把握している。	P99	（2）所要の対応 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 府は、医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて随時確認する。併せて、不足物資の報告情報についても同システムで把握し、適切に供給等を行うこととしている。 市はそれぞれの状況を把握する。 «健康局»	P124	（2）所要の対応 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 医療機関は、感染症対策物資等の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて府へ報告を行う。 府は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。 «健康医療部»
医療機関への配布及び不足物資の国への要請は府の業務であるため、市行動計画3-1で併せて記載している。			P124	3-2. 不足物資の供給等 府は、協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、府の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行う。 また、府は、必要な物資及び資材が不足するときは、国に必要な対応を要請する。 «健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第12章：物資）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
各関係機関との物資調整は府の業務のため、府へ要請する旨を記載している。	P99	3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力等 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その措置に必要な物資及び資材が不足するときは、府に対し、 <u>必要な措置を講ずるよう要請する。</u> «危機管理室、健康局»	P124	3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力 府は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、 <u>近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。</u> «危機管理室、健康医療部»
事業者に対する要請等は府の役割であるため削除している。			P124	3-4. 緊急物資の運送等 府は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の輸送を要請する。 また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。 なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定地方公共機関等に対して運送又は配送を指示する。 «危機管理室、健康医療部»
同上			P124	3-5. 物資の売渡しの要請等 ① 府は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定物資について、その所有者に対し、売渡しを要請する。 «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第12章：物資）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
同上			P125	② 府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。 なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。 «危機管理室、健康医療部»
同上			P125	③ 府は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。 «危機管理室、健康医療部»

大阪市 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保	100
第1節 準備期	101～102
(1)目的	101
(2)所要の対応	101
1-1情報共有体制の整備	101
1-2支援の実施に係る仕組みの整備	101
1-3新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備	101
1-3-1業務計画の策定の推奨及び支援	101
1-3-2柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨	102
1-4物資及び資材の備蓄等①	102
1-4物資及び資材の備蓄等②	102
1-5生活支援を要する者への支援等の準備	102
1-6火葬能力等の把握、火葬体制の整備	102
第2節 初動期	103
(1)目的	103
(2)所要の対応	103
2-1事業継続に向けた準備等の情報提供①	103
2-1事業継続に向けた準備等の情報提供②	103
2-2生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け	103
2-3遺体の火葬・安置	103
第3節 対応期	104～107
(1)目的	104
(2)所要の対応	104
3-1市民生活の安定の確保を対象とした対応	104
3-1-1生活関連物資等の安定供給に関する府民等及び事業者への呼び掛け	104
3-1-2心身への影響に関する施策	104
3-1-3生活支援を要する者への支援	104
3-1-4教育及び学びの継続に関する支援	104
3-1-5サービス水準に係る府民等への周知	104
3-1-6生活関連物資等の価格の安定等①	105
3-1-6生活関連物資等の価格の安定等②	105
3-1-6生活関連物資等の価格の安定等③	105
3-1-6生活関連物資等の価格の安定等④	105
3-1-7埋葬・火葬の特例等①	105
3-1-7埋葬・火葬の特例等②	105
3-1-7埋葬・火葬の特例等③	105
3-2社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	105
3-2-1事業継続に関する事業者への要請等①	105

大阪府 新型インフルエンザ等対策行動計画

頁

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第13章 府民生活及び府民経済の安定の確保	126
第1節 準備期	127～128
(1)目的	127
(2)所要の対応	127～128
1-1情報共有体制の整備	127
1-2支援の実施に係る仕組みの整備	127
1-3新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備	127
1-3-1業務計画の策定の推奨及び支援	127
1-3-2柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨	127～128
1-4緊急物資運送等の体制整備	128
1-5物資及び資材の備蓄等①	128
1-5物資及び資材の備蓄等②	128
1-6生活支援を要する者への支援等の準備	128
1-7火葬能力等の把握、火葬体制の整備	128
第2節 初動期	129
(1)目的	129
(2)所要の対応	129
2-1事業継続に向けた準備等の要請①	129
2-1事業継続に向けた準備等の要請②	129
2-1事業継続に向けた準備等の要請③	129
2-2生活関連物資等の安定供給に関する府民等及び事業者への呼び掛け	129
2-3遺体の火葬・安置	129
第3節 対応期	130～133
(1)目的	130
(2)所要の対応	130～133
3-1府民生活の安定の確保を対象とした対応	130
3-1-1生活関連物資等の安定供給に関する府民等及び事業者への呼び掛け	130
3-1-2心身への影響に関する施策	130
3-1-3生活支援を要する者への支援	130
3-1-4教育及び学びの継続に関する支援	130
3-1-5サービス水準に係る府民等への周知	130
3-1-6犯罪の予防・取締り	131
3-1-7物資の売渡しの要請等①	131
3-1-7物資の売渡しの要請等②	131
3-1-8生活関連物資等の価格の安定等①	131
3-1-8生活関連物資等の価格の安定等②	131
3-1-8生活関連物資等の価格の安定等③	131
3-1-8生活関連物資等の価格の安定等④	131～132
3-1-9埋葬・火葬の特例等①	132
3-1-9埋葬・火葬の特例等②	132
3-1-9埋葬・火葬の特例等③	132
3-2社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	132
3-2-1事業継続に関する事業者への要請等①	132

大阪市		新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）	頁
		3-2-1事業継続に関する事業者への要請等②	106
		3-2-2事業者に対する支援	106
		3-2-3市による市民生活の安定に関する措置	106
		3-3市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応	106
		3-3-1中小企業向け融資	106
		3-3-2雇用への影響に関する支援	107
		3-3-3市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援	107

大阪府		新型インフルエンザ等対策行動計画	頁
		3-2-1事業継続に関する事業者への要請等②	132
		3-2-1事業継続に関する事業者への要請等③	132
		3-2-2事業者に対する支援	132
		3-2-3府、市町村及び指定地方公共機関等による府民生活及び府民経済の安定に関する措置	133
		3-3府民生活及び府民経済の両方の安定の確保を対象とした対応	133
		3-3-1中小企業向け融資	133
		3-3-2雇用への影響に関する支援	133
		3-3-3府民生活及び府民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援	133

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第13章：市民生活及び市民経済の安定の確保）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組		第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
		第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保		第13章 府民生活及び府民経済の安定の確保
	P100	市の取組整理後に修正	P126	ワード参照（まとめ表）
		第1節 準備期（平時）		第1節 準備期（平時）
指定地方公共機関の業務計画の策定支援は、府の業務であるため、市は連携して情報共有を行う旨を記載している。	P101	1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 1-3-1. 業務計画の策定の推奨及び支援 府は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認することとしている。 市は、府と連携して情報共有を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局»	P127	1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 1-3-1. 業務計画の策定の推奨及び支援 府は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。 «危機管理室、健康医療部»
市として主体的に対応すべき業務のため推奨することとしている	P102	1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨 市は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が推奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう推奨する。 なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 «危機管理室、経済戦略局、健康局、関係所属»	P127～ 128	1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨 府は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が推奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう推奨する。 なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
特措法において、緊急物資運送等の業務は府に権限があるため削除している。			P128	1-4. 緊急物資運送等の体制整備 府は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。 «危機管理室、健康医療部»
府及び市町村が行う業務であるため当計画においては市が市民に対し推奨することとしている。	P102	② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。 «危機管理室、経済戦略局、健康局»	P128	② 府及び市町村は、事業者や府民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。 «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第13章：市民生活及び市民経済の安定の確保）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）		第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）
特措法において、事業者への要請は府のみに権限があるため、府が事業者に対し要請を行う場合、市が府と連携して情報提供及び注意喚起を行う旨を記載している。	P103	（2）所要の対応 2-1. 事業継続に向けた準備等の情報提供 ① 府は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請することとしている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、健康局、関係所属»	P129	（2）所要の対応 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請 ① 府は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。 «危機管理室、健康医療部»
指定地方公共機関の業務であるため削除している。			P129	② 指定地方公共機関は、業務計画に基づき、府と連携し、事業継続に向けた準備を行う。 «危機管理室、健康医療部»
特措法において、事業者への要請は府のみに権限があるため、府が事業者に対し要請を行う場合、市が府と連携して情報提供及び注意喚起を行う旨を記載している。	P103	② 府は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請することとしている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、健康局、関係所属»	P129	③ 府は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
特措法において、住民等及び事業者への要請は府のみに権限があるため、府が住民等及び事業者に対し要請を行う場合、市が府と連携して情報提供及び注意喚起を行う旨を記載している。	P103	2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け 府は、府民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請することとしている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、経済戦略局、市民局、関係所属»	P129	2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する府民等及び事業者への呼び掛け 府は、府民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。 «府民文化部、商工労働部、環境農林水産部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第13章：市民生活及び市民経済の安定の確保）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）		第3節 対応期 （基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）
特措法において、住民等及び事業者への要請は府のみに権限があるため、府が住民等及び事業者に対し要請を行う場合、市が府と連携して情報提供及び注意喚起を行う旨を記載している。	P104	（2）所要の対応 3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け 府は、府民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請することとしている。 <u>市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。</u> «危機管理室、経済戦略局、市民局、関係所属»	P130	（2）所要の対応 3-1. 府民生活の安定の確保を対象とした対応 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する府民等及び事業者への呼び掛け 府は、府民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。 «府民文化部、商工労働部、環境農林水産部»
府及び市町村が行う業務であるため当計画においては市が必要な施策を講ずることとしている。	P104	3-1-2. 心身への影響に関する施策 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。 «福祉局、健康局、こども青少年局、教育委員会事務局»	P130	3-1-2. 心身への影響に関する施策 府及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。 «福祉部、健康医療部、教育庁»
府及び市町村が行う業務であるため当計画においては市が必要な支援を行うとしている。	P104	3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 «福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局»	P130	3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援 府及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 «福祉部、教育庁»
府警は府管轄であるため削除している。			P131	3-1-6. 犯罪の予防・取締り 府警察は、国からの指導又は調整に基づき、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。 «府警本部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第13章：市民生活及び市民経済の安定の確保）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
特措法において、物資の売渡の要請は府の権限であるため削除している。			P131	3-1-7. 物資の売渡しの要請等 ① 府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。 なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、物資を収用する。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
特措法において、特定物資の保管を命じることは府の権限であるため削除している。			P131	② 府は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
特措法において、事業者への要請は府のみに権限があるため、事業者に対し要請を行う場合、市が府と連携して情報提供及び注意喚起を行う旨を記載している。	P105	3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 3-2-1. 事業継続に関する事業者への情報提供等 ① 府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請することとしている。 市は、府と連携して情報提供及び注意喚起を行う。 «危機管理室、健康局、関係所属»	P132	3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等 ① 府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。 «危機管理室、健康医療部、関係部局»
事業継続に資する情報を事業者に提供する業務は、府の業務であるため、市は連携を行う旨を記載している。	P106	② 府は、国が示す情報等を基に、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応にかかる情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、府は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引きの作成を支援することとしている。 市は、府と連携して対応を行う。 «危機管理室、経済戦略局、健康局»	P132	② 府は、国が示す情報等を基に、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応にかかる情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、府は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引きの作成を支援する。 «危機管理室、健康医療部»
指定地方公共機関等の対応であるため削除している。			P132	③ 指定地方公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。 «危機管理室、健康医療部»

府行動計画との比較説明：主なもの（第3部第13章：市民生活及び市民経済の安定の確保）

変更理由／説明	大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）		大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画	
	頁	内 容	頁	内 容
府及び市町村が行う業務であるため当計画においては市が必要な措置を講ずるとしている。	P106	3-2-2. 事業者に対する支援 市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。 «危機管理室、経済戦略局、関係所属»	P132	3-2-2. 事業者に対する支援 府及び市町村は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び府民生活への影響を緩和し、府民生活及び府民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。 «関係部局»
ガス事業者及び運送業者である指定地方地方公共機関等の対応であるため削除している。 緊急物資輸送等は府の業務のため削除している。	P106	3-2-3. 市による市民生活の安定に関する措置 市は、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態において、行動計画又は業務計画等に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。</u> «危機管理室、水道局»	P133	3-2-3. 府、市町村及び指定地方公共機関等による府民生活及び府民経済の安定に関する措置 府、市町村及び指定地方公共機関等は、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態において、行動計画又は業務計画等に基づき、必要な措置を講ずる。</u> <u>① ガス事業者である指定地方公共機関</u> <u>ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置。</u> <u>② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町及び大阪広域水道企業団</u> <u>水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置。</u> <u>③ 運送事業者である指定地方公共機関</u> <u>貨物の運送を適切に実施するため必要な措置。</u> <u>また、府は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対しては、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。</u> «危機管理室、健康医療部»